

東成区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東成区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、令和7年10月1日を任期の始期とする東成区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること
- (2) 令和7年10月1日時点で満18歳以上であること
- (3) 大阪市暴力団排除条例で定める暴力団員または暴力団密接関係者でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、3名とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

- 2 応募者に対しては、応募書類（申込者の住所・氏名・年齢・応募理由等の事項を記載したもの及びレポート）の提出を求めるものとする。
- 3 前項の提出物については返却しない。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、次に掲げる者が行う。

- (1) 東成区長
 - (2) 東成区長が指名する者
- 2 選考の方法は、提出書類の審査とする。ただし、必要に応じて面接を実施する場合がある。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。